

**法と言語 学会
第四回年次大会
プログラム**

**2012 年 12 月 15 日（土）
於 明治大学駿河台キャンパス**

れた。本報告では、この種の裁判官の発話が生じる発話連鎖上の環境を質的に分析することで、「他者の発言への補足」がどのような働きをしているのかを示す。つまり、裁判官は、教室型会話における教師のように第一位置で発話シークエンスを開始・主導しなくても、つまり、「条件的適切性」(シェグロフ)が設定されていない・裁判員の発言の「次」の位置において一定のデザインを持つ発話を産出することによって、評議において重要な意味を有する活動を行うことができる。こうした陪席裁判官の活動は、裁判員裁判における評議という特殊な制度的な文脈における理念(裁判員の意見を十分尊重しつつ、評議を管理すること)のもつ困難・ジレンマに対する一つの解法となっていると考えられる。

口頭発表 4. 「法廷通訳人の語彙選択が模擬裁判員に与える影響についての実験結果に対する考察」

発表者 中村幸子 (愛知学院大学)・水野真木子 (金城学院大学)・
 河原清志 (金城学院大学)

要旨

科研費プロジェクト「法廷通訳の語彙・表現が心証形成に与える影響に関する研究」(研究代表者: 中村幸子)の一環として、2011年12月に、法廷通訳人の語彙・表現選択が裁判員にどのような影響を与えるかを検証するための法廷実験を行った。4つの異なる被告人質問のシーンに対し、それぞれ2つの通訳バージョンを録画し、その動画をおよそ40名ずつの模擬裁判員のグループに見せ、罪の軽重、正当防衛である度合い、被告人の印象など複数の項目に関する評価および記憶に残っている言葉について、アンケートに回答してもらった。本発表では、そのうちの1つのシーンを取り上げ、アンケート調査から得られたデータを分析した結果を紹介する。

実際の傷害致死事件をもとにシナリオを作成し、1つのバージョンでは、被害者の行動について暴力的な印象を与えられる表現を多用するとともに被告人の行動はニュートラルな言葉で通訳し、もう一つのバージョンは、それを逆にした。また、被告人の反省の言葉も、2つのバージョンで異なる表現で通訳させた。

アンケートの回答を分析した結果、被告人が正当防衛であるかどうかという点や、罪の軽重については、2つのバージョンの間に統計的な有意差は出なかった。しかし、いくつか興味深い分析結果が出た。本発表では、以下の3点に焦点を当てて2つの異なる通訳バージョンが模擬裁判員に与えた影響について論じる。

1) 被告人の反省度に関しては、模擬裁判員の印象に有意差が出たこと

2009年に行ったパイロット・スタディと今回の実験では、ほぼ同じ結果が導かれた。模擬裁判員が被告人が反省していると認めるためには、日本での謝罪の決まり

文句が使われる必要があるようである。謝罪や反省が1つの「儀式」としての側面を持つ日本の法廷文化においては、「それらしさ」が重要視され则认为られる。

2) 被告人の「見た目」と罪の軽重への評価の間に関連性が見られたこと

アンケートで被告人の「見た目」に影響を受けたと答えた模擬裁判員は、被告人の罪が重いと評価し、「見た目」に影響を受けなかったという回答者は、罪が軽いと評価する傾向が示された。

3) 通訳人が使用した言葉について、模擬裁判員の記憶と再現性においていくつか特徴的な傾向が見られたこと

音声情報から事態把握をする際、イメージ化しやすい訳語が使用されていると、記憶の再現を求められた場合に逐語的な記憶をそのまま再現できる率が高い。瞬時にイメージ化しにくい表現が使用されている場合は、前後のコンテキストによって記憶がゆらぎ、原発言の意味との齟齬が生じやすくなる。動詞よりも名詞のほうが再現率が高い、などである。

口頭発表 5. 「今なぜ「日本語保護法」が必要なのか? ～日本語の地位計画への言語法アプローチ～」

発表者 津田幸男(筑波大学)

要旨

はじめに

現在日本に言語法はなく、日本語の地位計画もない。だが、危機言語学などから将来「日本語消滅」を警告する声が上がっている。これを踏まえて、本研究では、まず日本語の地位の不安定さを指摘し、日本語の地位計画への取り組みとして「言語法」、つまり「日本語保護法」を提案し、日本語の安定的な地位計画の確立を唱える。

危機言語学者と作家からの「日本語衰退論」

危機言語学の第一人者宮岡伯人氏(2002)は、「英語以外の大言語にも危機はしのびよってきている」「日本語も例外ではない」(16頁)と警告。作家水村美苗氏は、『日本語が亡びるとき』(2008)で、世界は「国際語」(英語)―「国語」―「現地語」の3層構造からなり、英語支配により各国のエリートは国語から離れ、国語は「読まれるべき言葉」から現地語に陥落し、日本では日本文学の継承者がいなくなり、日本文学・日本語は衰退するだろうと警告、その対応として「教育の場において、〈国語〉としての日本語を護るという大いなる理念をもたねばならない」(285頁)と訴えている。

「産経新聞（大阪本社）朝刊」2008年3月17日 裁判員制度も転ばず完走や 法曹3者が
リレー登場

庄司博史、P・バックハウス、F・クルマス（2009）『日本の言語景観』三元社

中井精一、ダニエル・ロング編（2011）『世界の言語景観 日本の言語景観—景色のなかのことば—』桂書房

札埜和男（1999）『大阪弁看板考』葉文館出版

札埜和男（2008）『法廷における方言—「臨床ことば学」の立場から—』大阪大学大学院文学研究科 博士学位論文

札埜和男（2012）『法廷における方言』和泉書院（平成24年度科学研究費助成事業 研究成果公開
促進費 学術図書）

P・ブルデュー・稲賀繁美（訳）（1993）『話すということ—言語的交換のエコノミー』藤原
書店（Pierre Bourdieu 1982 Ce que parler veut dire l' economie des echanges
linguistiques. Paris:Librairie Artheme Fayard）

「毎日新聞（大阪本社）」2008年3月17日 マラソンで裁判員制度アピール

宮島喬・石井洋二郎編（2003）『文化の復権 反射するブルデュー』藤原書店

（参考閲覧サイト）

検察庁 www.kensatsu.go.jp

裁判所 www.courts.go.jp

口頭発表 3. 「相互行為上の資源としての「次」の発話位置における裁判官の発言 — 模擬評議場面のマイクロ分析」

発表者 北村隆憲（東海大学）

要旨

本報告は、NHK ドキュメンタリー「あなたは死刑を宣告できますか」での裁判員裁判の
評議場面の分析に基づいて、裁判員の発言の「次の」発話位置において裁判官が行う発言
の意味を、評議参加者のアイデンティティと知識配分の問題に関連付けつつ検討するもの
である。

裁判員制度導入前から、裁判による裁判員の意見のコントロールといった問題点が指摘さ
れており、「専門家」対「素人」という、知識・経験・利害の「非対称」（かつ不均衡）的
な人々により構成される評議では、いわゆる『教室型』のコミュニケーション（裁判官の
質問等→裁判員の返答→裁判官の評価）が生じる可能性が指摘されている。模擬評議デー
タを計量言語学的手法により分析した先行研究によれば、「他者の発言への補足」という発
話行為カテゴリーが存在するとされる。本データにおいても、同様の発話が頻繁に見出さ

名誉毀損的表現を起訴状の公訴事実として記載する場合には、当該表現の①一部の抜粋、②ほぼ全文ないし長文での抜粋、③全体の要約、の3類型が考えられる。起訴状一本主義の原則からすれば類型①または③が望ましく、特別の必要のないかぎり類型②は認められるべきではない。本事案においては、**a**モデル同一性及び**b**小説全体すなわち小説の特定の表現だけではなくプロットでも名誉毀損としての言語行為が行われたことの立証に必要であると判断されたため、起訴状の公訴事実には3432字が引用されたものと思われる(類型②)。しかしながら、これらは名誉毀損罪の成否の判断に関するものであり、公判で取り扱われるのが妥当であって起訴状への記載は起訴状一本主義に抵触する可能性がある。

以上の通り、名誉毀損罪の公訴事実の情報提示の適正量をめぐっては、訴因の識別機能・防御機能という下限と裁判官への予断防止という上限の基本原則に反しないか否かの判断材料、及びこれらの基本原則からの逸脱を正当化すべきか否かを巡る様々な事情の存在が想定され、それらのバランスを図ることが必要となる。本事案の記載は起訴状の役割と犯罪立証の要件とを混同してなされた可能性があり、適正な情報量を超えていたおそれがある。

口頭発表 2. 「機能と権力の視点から読み解く裁判員制度 PR のための方言キャッチコピーと法言語景観～法方言学の試み～」

発表者 札埜和男(京都教育大学附属高等学校)

要旨

2009年の裁判員裁判開始前に、地方裁判所や地方検察庁(以下「地裁」「地検」と称す)では、市民に向けた制度への参加促進のためのさまざまな取り組みが実施された。今回の報告では、その取り組みの中でも、方言を使ったキャッチコピーに焦点を当てて、どの地域で、どんな方言コピーを創って、どんな媒体を使いながら、どんな意図を持ってPR活動が行われたか実態を明らかにし、機能の視点より分析する。そしてその実態をブルデューの理論をヒントに権力の視点から分析し、『法廷における方言』(札埜2008)で明らかになった知見と比較しながら裁判所や検察庁による法言語景観の持つ意味を問う。なおここでの「法言語景観」は看板だけでなく、言語サービスとしての各種印刷物も含める。また地検で生まれた数々の広報キャラクターのネーミングについてもあわせて言及したい。

(主な参考文献)

- 定松文(2007)「言語と権力への視座 ピエール・ブルデューの言語研究とその応用をめぐって」『ことばと社会 10号 特集社会言語学再考』三元社 pp.159-174
- 佐藤和之(1996)『地域語の生態シリーズ 方言主流社会—共生としての方言と標準語—東北』おうふう

大会プログラム

9:30	受付開始	
10:00-10:10	開会の辞	大河原眞美（高崎経済大学・大会実行委員長）
10:10-12:00	シンポジウム	「法と言語研究の展開」 企画者 堀田秀吾（明治大学） パネリスト 小林史明（明治大学、法哲学・法と文学） 札埜和男（京都教育大学附属高等学校、社会言語学・法方言学） 原大介（豊田工業大学、言語学・手話言語学） コメンテーター 石橋達成（弁護士・第一東京弁護士会）
12:00-13:00	昼食	
13:00-14:00	基調講演	「司法通訳言語研究が公正な司法にどう貢献できるか」 水野真木子（金城学院大学）
14:10-14:40	口頭発表 1	「名誉毀損事件を例に、起訴状の公訴事実の適正な情報量について言語学的に考察する」 池邊瑞和（早稲田大学）・首藤佐智子（早稲田大学）
14:40-15:10	口頭発表 2	「相互行為上の資源としての「次」の発話位置における裁判官の発言—模擬評議場面のミクロ分析」 北村隆憲（東海大学）
15:10-15:40	口頭発表 3	「法廷通訳人の語彙選択が模擬裁判員に与える影響についての実験結果に対する考察」 中村幸子（愛知学院大学）・水野真木子（金城学院大学）・河原清志（金城学院大学）
15:40-16:00	<休憩>	
16:00-16:30	口頭発表 4	「機能と権力の視点から読み解く裁判員制度 PR のための方言キャッチコピーと法言語景観」 札埜和男（京都教育大学附属高等学校）
16:30-17:00	口頭発表 5	「今なぜ『日本語保護法』が必要なのか？～日本語の地位計画への言語法アプローチ～」 津田幸男（筑波大学）
17:00-17:05	閉会の辞	堀田秀吾（明治大学）

< シ ン ポ ジ ウ ム >

「法と言語研究の展開」

企画者：

堀田秀吾（明治大学）

パネリスト：

小林史明（明治大学、法哲学・法と文学）

札幌和男（京都教育大学附属高等学校、社会言語学・法方言学）

原大介（豊田工業大学、言語学・手話言語学）

コメンテーター：

石橋達成（弁護士・第一東京弁護士会）

企画要旨：

本シンポジウムでは、裁判において手話鑑定を行った経験のある言語学者、方言学の立場から法廷言語を研究している言語学者、法と文学を研究している法哲学者といったバラエティーに富んだパネリストに加えて、法実務だけでなく言語学や文学にまで深い造詣を持つ弁護士をコメンテーターに迎えることによって、我が国の法と言語の研究の動向や今後の法言語学研究の展開や発展の可能性について自由に議論を交わすフォーラムを提供する。